

要支援認定を受けている皆さまへ

平成29年4月から介護予防・日常生活支援総合事業が始まりました

「介護予防・日常生活支援総合事業」は市が介護予防を総合的に行う事業で、介護予防・生活支援サービスと一般介護予防事業を実施します。

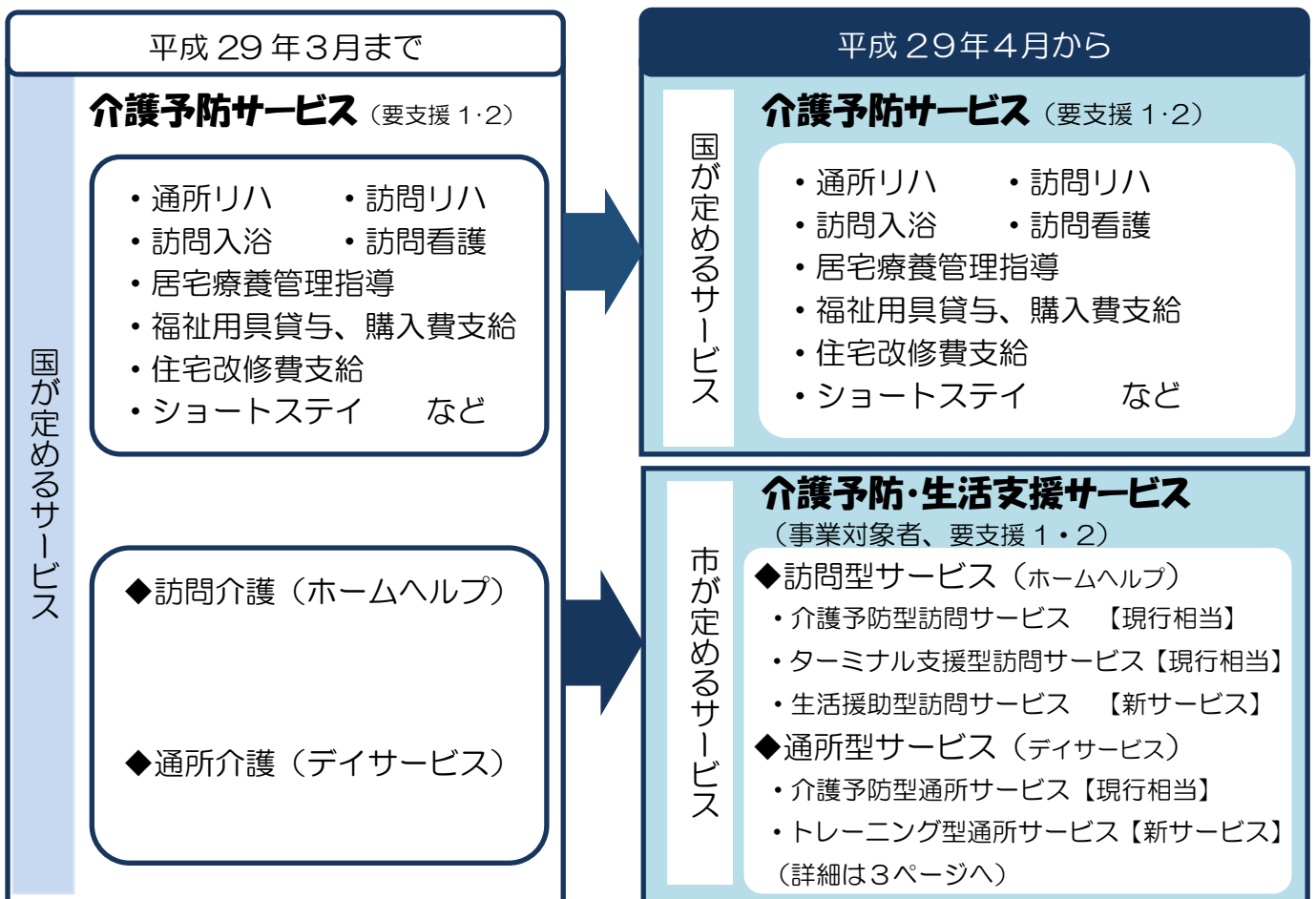
介護予防・生活支援サービス（平成29年4月から）

介護保険法が改正され、介護予防サービスの「訪問介護（ホームヘルプ）」と「通所介護（デイサービス）」は、加古川市が定める介護予防・生活支援サービスの「訪問型サービス」と「通所型サービス」として提供します。

◎介護予防・生活支援サービスに変わっても、従来どおりのサービスを引き続き利用することができます。

◎介護予防・生活支援サービスでは、訪問型サービス、通所型サービスとして、幅広いサービスを提供していきます。

◎介護予防・生活支援サービスのみを利用される方は、要支援認定の更新の際に、要支援認定を受けなくても必要なサービスを利用することができます。（詳細は2ページへ）

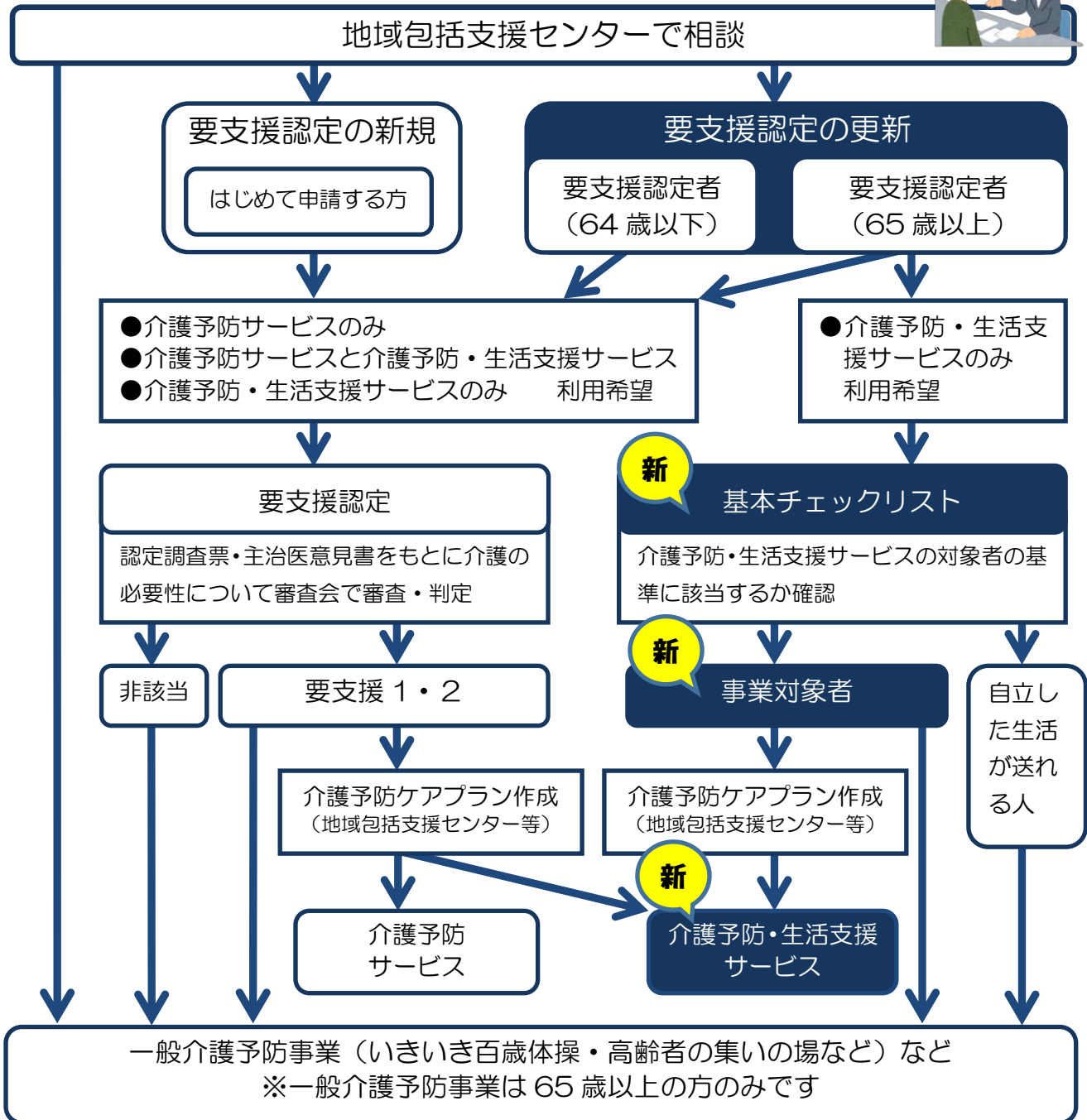


一般介護予防事業 65歳以上の方

お住まいの地域で実施されている「いきいき百歳体操」や「地域包括支援センターが関わっている高齢者の集いの場」など



サービス利用までの流れ



事業対象者とは？

65歳以上の要支援認定者のうち、介護予防・生活支援サービスのみの利用を希望している方で、要支援認定の更新をせず基本チェックリストの実施により、対象者と判断された方です。

※40～64歳（特定疾病該当者）の人は、要支援認定申請を行って下さい。

介護予防・生活支援サービスの内容・料金について

◎通所型サービス

介護予防型通所サービス【現行相当】	新 トレーニング型通所サービス
<p>通所介護施設で日常生活の支援などの共通的服务と、その人の目標に合わせた選択的サービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、生活機能向上グループ活動など）が利用できます。</p> <p>■利用者負担のめやす（1割負担） （共通的服务）*送迎料を含む</p> <p>事業対象者、要支援 1</p> <p>1回 384円（週1回程度）</p> <p>要支援 2</p> <p>1回 395円（週2回程度） （選択的サービス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動器機能向上 1か月 229円 ・栄養改善 1か月 153円 ・口腔機能向上 1か月 153円 ・生活機能向上グループ活動 1か月 102円 	<p>身体機能や認知機能の向上を目的としたトレーニングを実施し、自立した生活の確立と自己実現を支援する共通的服务と選択的サービスが利用できます。</p> <p>■利用者負担のめやす（1割負担） （共通的服务）*送迎料を含む</p> <p>事業対象者、要支援 1</p> <p>1回 324円（週1回程度）</p> <p>要支援 2</p> <p>1回 333円（週2回程度） （選択的サービス）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動器機能向上 1か月 229円 ・栄養改善 1か月 153円 ・口腔機能向上 1か月 153円 ・生活機能向上グループ活動 1か月 102円 <p>*入浴や食事などの身体介護は利用できません。</p>

◎訪問型サービス

介護予防型訪問サービス 新 ターミナル支援型訪問サービス【現行相当】	新 生活援助型訪問サービス
<p>利用者が自力では困難な行為について、同居家族の支援や地域の支えあい・支援サービスなどが受けられない場合には、ホームヘルパーによるサービスが利用できます。</p> <p>また、在宅で療養されているがん末期の方は、連日の利用ができます（ターミナル支援型訪問サービス）。</p> <p>■利用者負担のめやす（1割負担）</p> <p>事業対象者、要支援 1・2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回 272円（週1回程度） ・1回 276円（週2回程度） <p>要支援 2</p> <p>・1回 291円（週2回超える場合）</p> <p>*身体介護・生活援助を利用できます。 *乗降介護（介護タクシー）は利用できません。</p>	<p>身体介護が不要な方で、同居家族の支援や地域の支えあい・支援サービスなどが受けられない場合には、市が実施する研修を受けた人等による掃除や買い物などの生活援助サービスが利用できません。</p> <p>■利用者負担のめやす（1割負担）</p> <p>事業対象者、要支援 1・2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1回 222円（週1回程度） ・1回 225円（週2回程度） <p>要支援 2</p> <p>・1回 237円（週2回超える場合）</p> <p>*身体介護は利用できません。 *乗降介護（介護タクシー）は利用できません。</p>

Q&A



Q1 今までどおりの要支援認定は受けられないのですか？

今までどおり、認定を受けることができます。また、介護予防・生活支援サービス（訪問型サービスや通所型サービス）以外の介護予防サービス（福祉用具貸与、訪問看護、通所リハなど）のサービスの利用を希望する方は、要支援認定を受ける必要があります。

Q2 介護予防・生活支援サービスを利用するにはどうすればいいですか？

お住まいの地域を担当する地域包括支援センターまたは、加古川市高齢者・地域福祉課へご相談ください。

Q3 要介護 1～5 の認定を受けていますが、介護予防・生活支援サービス（訪問型サービス、通所型サービス）を利用できますか？

介護予防・生活支援サービスは、要支援 1・2 の方または事業対象者の方が利用できるサービスです。

要介護 1～5 の認定を受けている方は介護サービスをご利用ください。

相談窓口

●地域包括支援センター

センター名	担当地区	電話番号
地域包括支援センターかこがわ	加古川町	429-6510
地域包括支援センターのぐち	野口町	426-8218
地域包括支援センターひらおか	平岡町	451-0405
地域包括支援センターかこがわ南	尾上町、別府町	435-4468
地域包括支援センターかこがわ北	神野町、新神野、西条山手、山手、八幡町、平荘町、上荘町	430-5560
地域包括支援センターかこがわ西	東神吉町、西神吉町、米田町、志方町	452-2097

●加古川市 高齢者・地域福祉課 427-9715